


## 学外奨学金・学校推薦

### 公益財団法人 エフテック奨学財団

#### 2019年度 奨学生 募集

- 1.応募資格 当財団より指定を受けた大学・大学院に在学する方。  
詳細は募集要項をご覧ください。
- 2.採用人数 36名程度（2018年度からの継続申請者を含む）
- 3.応募人数 指定大学毎に応募人数は新規・継続合わせて2名程度で  
お願いいたします
- 4.奨学金給付月額 3万円/月
- 5.支給期間 2019年4月～2020年3月（採用者は翌年度在学中で資格を満たせば継続可）
- 6.応募期日 2019年5月14日（火）必着 
- 7.選考・決定 ①第一次選考（書類審査）2019年5月末予定  
②第一次選考結果連絡 2019年6月初旬予定  
同時に第二次選考（面接）の日程調整を行います  
③第二次選考（面接）※日時は、いずれかを選択  
●日時:2019年6月中旬を予定  
会場:ラフレさいたま(さいたま新都心駅徒歩5分)  
④決定通知 選考委員会の選考を経て、理事会の承認をもって  
決定し、結果を学校に書面にて通知します。
- 7.決定後の交流会 出席が必須です。  
日時:2019年8月6日（火）予定  
場所:ホテルラフレさいたま予定（さいたま新都心駅周辺）
- 8.お問い合わせ先 公益財団法人エフテック奨学財団  
事務局長 高橋 博  
TEL 0480-85-5214 FAX 0480-87-1290

2019年度 奨学生募集要項  
公益財団法人 エフテック奨学財団

1. エフテック奨学財団のあらまし

公益財団法人エフテック奨学財団は株式会社エフテックによる寄付により、平成28年6月に設立された財団である。(一般財団法人として設立後、平成29年2月に公益財団法人に移行)

当財団は、埼玉県およびその隣接する都県に住所を有する大学または大学院の優れた学生に対し奨学金給付、奨学生交流会の事業活動を行うことで、国家社会に貢献する有用な人材の育成を行い、それをもって社会の発展に寄与することを目的としており、現在、次の事業を行っている。

(財団の主な事業)

- (1) 大学及び大学院に在学する学生(留学生含む)に対する奨学金の給付
- (2) 定期的に奨学生交流会を開催し、奨学生相互の親睦及び理解を深める事業

2. 奨学金の特色

- (1) 奨学生の専攻分野に制約はない。
- (2) 奨学金は給付であり、返済の義務はない。
- (3) 奨学生が学業を終了した後の進路に制約はない。

3. 奨学金の応募資格

(1) 当財団の奨学生は、埼玉県およびその隣接する都県に住所を有する大学又は大学院のうち指定された大学・大学院に在学する日本国内外の学習意欲が高い、優れた学生であり、次のいずれにも該当するものが対象となる。

- ① 将来社会に貢献できる有用な活動を目指す学生
- ② 奨学金を自身の将来の成長のために有用に活用できる学生
- ③ 在学する大学・大学院によって推薦された学生

4. 奨学生の応募要件

(1) 大学・大学院の要件(以下をもとに大学を指定する。)

当財団が応募を依頼した以下要件に当てはまる大学・大学院

- ・ 勉学に対し計画性をもち努力する学生、基礎知識を備えた学生の多い大学・大学院
- ・ 学生数が一定以上の大学・大学院
- ・ 総合大学のほか工学系、美術系など特色ある大学・大学院
- ・ 社会に貢献している大学・大学院

【指定大学（大学院）33校】

国公立大学	私立大学	
群馬大学（群馬）	女子栄養大学（埼玉）	立教大学（東京）
宇都宮大学（栃木）	日本工業大学（埼玉）	青山学院大学（東京）
埼玉大学（埼玉）	慶応義塾大学（東京）	学習院大学（東京）
埼玉県立大学（埼玉）	早稲田大学（東京）	成蹊大学（東京）
東京大学（東京）	上智大学（東京）	駒澤大学（東京）
東京工業大学（東京）	東京理科大学（東京）	芝浦工業大学（東京）
一橋大学（東京）	中央大学（東京）	専修大学（東京）
東京外国語大学（東京）	明治大学（東京）	東洋大学（東京）
お茶の水女子大学（東京）	日本大学（東京）	獨協大学（埼玉）
東京芸術大学（東京）	法政大学（東京）	
首都大学東京（東京）		
東京医科歯科大学（東京）		
東京学芸大学（東京）		
東京農工大学（東京）		

(2) 年齢要件

- ・ 大学2年次以上に在学し、出願する年の4月1日において22歳以下
- ・ 大学院修士課程1年次に在学し、出願する年の4月1日において25歳以下  
 ※「修士課程」とは、修士課程、博士前期課程及び一貫制博士課程の1年次及び2年次をいう。
- ・ 専門職学位課程1年次に在学し、出願する年の4月1日において25歳以下  
 ※「専門職学位課程」とは、専門職大学院の課程、法科大学院の課程、教職大学院の課程をいう。
- ・ 大学院博士課程1年次に在学し、出願する年の4月1日において28歳以下  
 ※「博士課程」とは、博士課程、博士後記課程及び一貫制博士課程の3年次から5年次までをいう。

(3) 学業・人物共に優秀な方

(4) 留学生については上記(1)～(3)に該当する私費外国人留学生

(注1)「私費外国人留学生」とは、「留学」の在留資格を有し、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない者。

(5) その他要件

① 奨学金の併給

- ・ 他の奨学金との併給は差し支えないが、奨学金給付額の合計額が一般の常識の範囲を超えていた場合は資格なしと判断する。

(注) 奨学金給付額合計額の一般の常識の範囲とは在学する大学・大学院の年間の授業料を基準に判断する。

② 年1回の奨学生交流会への出席

- ・奨学金という金銭的な支援のほか、奨学生同士の情報交換・人脈拡大、当財団から奨学生への情報提供といった金銭以外の支援を目的に奨学生交流会を開催するためこの奨学生交流会への出席。

5. 奨学金給付額と給付の方法

- (1) 奨学金給付額：月額3万円（年間36万円）
- (2) 給付の方法：採用が決まった奨学生に初めて奨学金を給付する際は、採用を決めた月の翌月に4月に遡って給付する。その後は、隔月毎月上旬に、送金の方法で給付する。

6. 奨学金給付期間

- 1年間（4月～翌年3月）。ただし延長申請を認める。  
※奨学期間中、所属大学、大学院に在学していることを条件とする。

7. 申請者の区分

- (1) 新規申請者：当財団から奨学金給付をしたことのない申請者
- (2) 延長申請者：当財団から過去に奨学金を給付された申請者  
(2018年度の奨学生のうち27名が延長申請の予定)

8. 応募の方法

(1) 手続

奨学金の給付希望者から(2)の応募書類を在学する大学経由で受領する。個人からの直接申請には応じない。

※郵送の宛名及び連絡先

〒346-0101 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼19番地（株式会社エフテック内）

公益財団法人エフテック奨学財団 事務局宛

(2) 応募書類

応募書類は以下とし応募者に対し返却はしないものとする。

①奨学金願書

- ・当財団指定用紙
- ・写真1枚を貼付（カラー、上半身正面、応募前3ヵ月以内、縦4.0cm×横3.5cm）

②推薦書（学校推薦者の自筆署名を必要とする。）

③成績証明書（原本またはコピー、直近の年のもの）

- ・履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのもものは不可。

④在学証明書（直前3ヵ月以内発行のもの。）

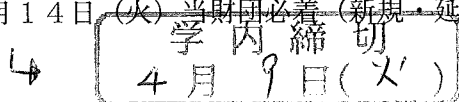
⑤住民票の写し（マイナンバーの記載ないこと）

- ・世帯全員のもの（申請者と保護者が別々な場合には、双方の住民票を提出）

- ・写しのコピー不可。記載内容が省略されているものは不可。
- ・留学生の場合は、外国人登録原票記載事項証明書の写し。(コピー不可)
- ・現住所と住民票の住所表示が異なる場合は、大学が発行する「居住証明書」添付。

(3) 応募書類の締切

2019年5月14日(火)当財団必着(新規・延長申請とも)



9. 選考について

- (1) 選考は、第一次選考として書類選考、第二次選考として面接試験（第一次選考合格者のみ）を行う。
- (2) 書類選考は、選考委員会が奨学金願書等応募書類をもとに学業成績、関心、将来の希望について総合的に評価を行う。(新規・延長申請とも)
- (3) 新規申請者のうち書類選考通過者に対しては選考委員会による面接を行う。書類選考通過した学生に対しては当財団から直接連絡し面接の日程調整を行う。延長申請者は、書類選考通過者を合格とするが、選考委員会が面接を必要と判断した場合は面接を行うこともある。  
なお、書類選考の結果、不合格者に関しては本人及び大学にその旨通知する。
- (4) 6月中旬頃に選考委員会が第二次選考面接試験を行い、それぞれの選考過程を経て当財団理事会が採用を決定する。
- (5) 採否の決定については理事会が終了後に当財団より本人及び大学に通知する。

10. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された場合には、以下事項について、誓約書を提出していただきます。

- (1) 今後一層学業に精進し健康に留意して、当財団の期待する奨学生に相応しい態度と行動をとること。
- (2) 奨学金は学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には一切使用しないこと。
- (3) 当財団が実施する奨学生交流会には必ず出席し、奨学生間の意識の高揚と親睦を深めるとともに、社会貢献への志を高めること。
- (4) 年度末後1ヶ月以内に学業成績書、生活状況報告書を提出すること。(大学・大学院の都合により学業成績書の提出が遅れる場合は1ヵ月を超過することはやむを得ない。)  
なお、奨学金給付の継続申請者は所定の用紙をもって上記書類の提出に変えることができます。
- (5) 以下の事項が生じた時は、ただちに当財団あてに届け出ること。
  - ・本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。
  - ・休学、復学、転学、留学、留年、停学、退学など学籍上の異動があったとき。
  - ・他の奨学金制度による奨学金の受給が決まったとき。

## 1 1. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の給付を休止、停止又は廃止することがあります。奨学金の廃止の事由（下記（3）～（8））に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

- (1) やむを得ない事情により大学を休学又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業または性向などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき（廃止）
- (5) 在学する大学における学籍を失ったとき（廃止）
- (6) 当財団の事務局と連絡がとれなくなったとき又はその指示や指導に従わなかったとき（廃止）
- (7) 本財団もしくは支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき（廃止）
- (8) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき（廃止）

### 【奨学生の募集・選考・給付スケジュール】

選考内容	実施予定日
奨学生募集要項の開示	3月初旬
奨学生募集受付開始	4月1日
募集応募締切	5月14日
奨学生第一次選考実施（選考委員会による書類選考）	5月末
奨学生第二次選考実施（選考委員会による面接）	6月中旬
理事会による奨学生決定	7月上旬
奨学生採否通知（採用者本人・大学宛結果送付）	7月中旬
奨学金給付開始（採用者）	8月

以上